令和８年１０月１６日

四国中央市下水道管路点検調査関連４業務に係る公募型プロポーザル　質問回答書

No	該当資料名	頁	行	質問事項	回答
1	実施要領	2	表中 2 行、3 行	「②管路の画像診断に係る AI 技術の上下水道 DX カタログ掲載技術を構成員が保有していること。③管路の点検調査画像の記録管理を行えるクラウド GIS の上下水道 DX カタログ掲載技術を構成員が保有していること。」について、「上下水道 DX カタログ掲載技術」とは登録内容と全く同じ機材・手法でなくても類似であれば同技術と見做されるとの認識でよろしいでしょうか？	業務 1 の参加資格条件として、上下水道 DX カタログに掲載されている技術を対象としています。また、公告日において上下水道 DX カタログに掲載申請している技術は適用可能です。 なお、上下水道 DX カタログに掲載されていない、掲載申請しない技術は、業務 1 の参加条件を満足しません。
2	実施要領	2	表中 6 行	「④②③における技術保有の条件としては、公告日において上下水道 DX カタログに掲載申請にしている技術は適用可能とする。」の公告日は、10 月 5 日（公募日）でしょうか？	ご認識のとおりです。